

福井県報

号外第28号
令和元年
7月31日(水)
火・金曜日 発行
1月1,890円 郵送料共

公安委員会告示

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正（一〇九・交通規制課）……………

目次

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第109号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制（昭和47年福井県公安委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

ただし、本改正に係る交通規制の改正および廃止について、当該規制標識等の変更および撤去が完了するまでの間は、改正前の規制内容を引き継ぐものとする。

令和元年7月31日

福井県公安委員会

委員長 菱川 健治

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 福井警察署の表中

93	県道（福井丸岡線）	文京1丁目5番10号 先交差点	県道を南進して市道へ右折する場合	終日	車両
	市道		県道を北進して市道へ右折する場合		
93	県道（福井丸岡線）	文京1丁目5番10号 先交差点	市道を東進して市道へ直進し、または県道（福井丸岡線）へ右折する場合	終日	車両
			市道を西進して市道へ直進し、または県道（福井丸岡線）へ右折する場合		
			市道を南進して市道へ直進して市道へ右折する場合		
			市道を南進して市道へ右折する場合		

を

市道	県道を北進して市道へ右折する場合	まで	
	市道を東進して市道へ直進し、または県道(福井丸岡線)へ右折する場合	午前7時から午後8時まで	
	市道を西進して市道へ直進し、または県道(福井丸岡線)へ右折する場合	まで	

改める。

別表第5「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止区間」 勝山警察署の表に次のように加える。

16 7号	一般国道15	北谷町木根橋第62号28番地西方1車面 00メートル地点先から 北谷町河合第26号2番地1先まで	約	800
----------	--------	--	---	-----

別表第14「一時停止場所」 福井警察署の表に次のように加える。

1966	市道	大願寺1丁目10番6号先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
------	----	------------------------------------

別表第14「一時停止場所」 坂井西警察署の表に次のように加える。

318	市道	三国町浜地27字7番1先交差点に東側から入ろうとするとき。
-----	----	-------------------------------

別表第14「一時停止場所」 敦賀警察署の表に次のように加える。

616	市道	昭和町2丁目12番22号先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
-----	----	-------------------------------------

別表第14「一時停止場所」 小浜警察署の表中

7	県道(小浜停車場線)	小浜鹿島24番地先交差点に南東側および北西側から入ろうとするとき。
---	------------	-----------------------------------

7	市道	小浜鹿島24番地先交差点に南西側および北東側から入ろうとするとき。
---	----	-----------------------------------

改め、同表に次のように加える。

469	市道	多田第14号5番地の8西方70メートル先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
-----	----	--

470	市道	小浜今宮39番地3先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
-----	----	----------------------------------

に

471	一般国道16 2号 市道	福谷第8号7番地の2先交差点に南西側から入ろうとするとき。
-----	--------------------	-------------------------------

別表第16(2)「駐車禁止場所(指定する区間が1の警察署管轄区域内のみ)」 小浜警察署の表中

93	町道	高浜町和田130号1番地の2先から 高浜町安土2号2番地先まで	終日	自動車(約650 自動二輪 車を除く)
----	----	------------------------------------	----	---------------------------

93	削除			
----	----	--	--	--

改める。

別表第21「信号機設置場所」 敦賀警察署の表中

129	市道	昭和町2丁目12番22号先	3Qビデオ館前
-----	----	---------------	---------

129	削除		
-----	----	--	--

改める。

別表第21「信号機設置場所」 小浜警察署の表中

47	一般国道162号 市道	福谷第8号7番地の2先	福谷
----	----------------	-------------	----

47	削除		
----	----	--	--

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」 勝山警察署の表中

76	県道(平泉寺大渡線)	平泉寺町平泉寺164号12番地先(平泉寺小学校前)	交差点	1
----	------------	---------------------------	-----	---

76	削除			
----	----	--	--	--

161	県道(平泉寺大渡線)	平泉寺町平泉寺167字29番1先(平泉寺公民館南方)	交差点	2
-----	------------	----------------------------	-----	---

161	県道(平泉寺大渡線)	平泉寺町平泉寺167字29番1先(平泉寺公民館南方)	交差点	1
-----	------------	----------------------------	-----	---

161	削除			
-----	----	--	--	--

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

を

に

県道 (奥越高原線)				
------------	--	--	--	--

改め、同表に次のように加える。

190	県道 (平泉寺大渡線)	平泉寺町平泉寺170号110番地 (平泉寺児童館前)	交差点	1
-----	-------------	----------------------------	-----	---

別表第22「横断歩道設置場所」 坂井西警察署の表に次のように加える。

193	市道	三国町浜地30号5番地1 西方約100メートル先 (浜地東)	単路	1
-----	----	--------------------------------	----	---

別表第22「横断歩道設置場所」 鯖江警察署の表中

465	一般国道365号	越前町八田29号38番地1先 (八田集落センター前)	交差点	1
-----	----------	----------------------------	-----	---

を

465	削除			
-----	----	--	--	--

に

改め、同表に次のように加える。

562	一般国道365号	越前町八田第49号12番地3先 (八田集落センター東)	交差点	1
-----	----------	-----------------------------	-----	---

別表第22「横断歩道設置場所」 敦賀警察署の表中

440	市道	昭和町2丁目12番22号先 (3Qビデオ館前)	交差点	4
-----	----	-------------------------	-----	---

を

440	市道	昭和町2丁目12番22号先 (合同庁舎東)	交差点	3
-----	----	-----------------------	-----	---

に

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」 小浜警察署の表中

117	市道	小浜鹿島24番地先 (吹安紙店前)	交差点	2
-----	----	-------------------	-----	---

を

117	削除			
-----	----	--	--	--

に

改める。

令和元年七月三十一日
令和元年七月三十一日
日印
日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市文京一丁目十九一二十

福井県
高桑印刷(株)

☎ 〇六三三二番